

人権文化担い手塾「学習プログラム・運営マニュアル」(概要案)全体解説

07/02/19 市民社会研究所

赤字は主な意見

1 趣旨

- ・ 人権文化を基礎に置いた、住民主体の地域づくり
 - * 「住民主体」の意義
 - * 「人権文化を基礎に置く」ことの意義

2 課題とそれへの対応

- ・ 地域リーダーがいない。(P - 1)
- ・ 地域には人権の専門家がいない。(P - 1、 P - 2)
- ・ 人権の的確な知識が不足。(P - 2)
- ・ 価値観の多様化の中での地域のあり方(P - 2)
- ・ 日本的特殊性(「世間」・不十分な個人主義・個人主義への攻撃)(P - 2)
- ・ 問題事例を人権の観点から深める場がない。(P - 2)
- ・ 話し合いのスキルを高める機会が不足。(P - 3)
- ・ 「まちづくり」と「人権」が別物になっている。(P - 4)
- ・ 人権の視点をどのようにまちづくりに生かせばいいかわからない。(P - 4)
- ・ 地域団体と専門NPOとの協働の場面が少ない。(P - 4)
- ・ 暮らしの中の人権、地域の中の人権に、敏感な視点を育てる機会が不足。(P - 4)
- ・ 個人情報保護を言い出すとコミュニティが成り立たない。
- ・ 自治会に加入していない人の人権
- ・ 家庭・仕事を持っている中でどうやって人権学習の機会を確保するか

3 対象者

地域リーダー((自治会長・まちづくり団体幹部等)

地域の人権指導者(専門人権に着目して活動しているNPO、民生児童委員等)

4 このプログラムの使い方

全体構成(裏面)

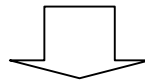
使い方

- P - 1 : 人権のまちづくりへの思いはあるが仲間がいない地域リーダー用
ささいな一歩を踏み出すためのマニュアルが必要な地域は多い。
- P - 2 : 各地域において、人権の専門性の高いNPO等が自主的に企画・実施する学習会、民生児童委員の研修会などに使用。
人権の活動をしているNPOは独自に研修もしているのではないが 従来の学習では人権の理解が不十分。
- P - 3 : 各地域において、自治会長などの研修会などに使用。
- P - 4 : 各地域において、自治会長、まちづくり協議会等の構成員の研修会などに使用。

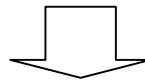
* 県主催で、このプログラム・マニュアルを使った講習会などを実施してもらいたい。

5 全体構成

地域リーダー対象 (自治会長・まちづくり団体幹部等)	地域の人権指導者対象 (専門NPO・民生児童委員等)
地域リーダー不在の場合 * 地域リーダーのを見つけ方マニュアル P - 1	
地域リーダーが明確な場合 * 人権の話し合いの進め方マニュアル P - 3 ・人権感覚をもった司会者となるために ・よい話し合いができるために	的確な人権の視点を備えた 助言者の養成プログラム P - 2 人権についての理論的・実践的な学習
* 人権の視点をもったまちづくりのための マニュアル P - 4 ・人権の視点をもったまちづくりの 企画・実践・評価の具体的な方法	的確な人権の視点を備えた 助言者・協働者の養成プログラム



一般の住民 = 的確な人権の視点を備えた話し合い、まちづくりへの参加



的確な人権の視点を備えた人づくり・地域づくり

6 作成に関わった人々

検討委員会委員一覧 (モデル地区)

作業部会委員一覧